



第2回高梁市議会(定例)追加議案目録

| 議案番号  | 件 名                          | 結 果 | 頁 |
|-------|------------------------------|-----|---|
| 諮問第1号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |     | 3 |

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

| 住 所 | 氏 名       | 生 年 月 日 |
|-----|-----------|---------|
|     | 西 村 肇     |         |
|     | 大 内 睦 子   |         |
|     | 藤 井 惠 子   |         |
|     | 平 松 正 寛   |         |
|     | 赤 木 日 登 美 |         |
|     | 西 井 秀 明   |         |
|     | 村 上 鉄 治   |         |

令和4年3月24日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるため。

(参考)

## 人権擁護委員法（抜すい）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。